〔研究論文〕

戦争加害者・被害者間の関係性再構築のための一考察 一中国の日本人戦犯政策を事例として—

坪田 典子

[Article]

A Study of Making the New Relationships between War Criminals and Sufferers: Based on the Case of China's "War Criminals' Policy"

Michiko S. TSUBOTA

Abstract

Almost all Japanese who sent to the War Criminal Prison in Fushun, China as war criminals in 1950 from POW camp in Siberia stubbornly refused to admit they committed war crimes and pleaded not guilty because they were under the control of the upper command and the rule of the Emperor, and because all their war acts were done for the sake of the right and saint war.

However, China's official policy of humane treatment let them to face the past, their wartime deeds of cruelty and atrocity, and to admit their guilt. By sitting in judgment on their war acts as guilty, Japanese have become to admit their war acts as crimes, and to confess their guilt openly to the Chinese war sufferers for their aggression and all the war crimes that they committed, and sincerely to apologize to them.

The confession of their guilt openly and sincere apology leads to forgiving that is serves to undo the deeds of the past, the sins of the past, that is, the predicament of irreversibility of being unable to undo what they have done. Reconciliation between them, the victimisers and their victims, is conditioned by this forgiving. The remedy for unpredictability, for the uncertainty of the future, is the faculty of making and keeping promises, which is binding themselves through promises, serves to set up certainty in a future without which not even continuity, let alone durability of any kind, would be possible in the relationships between them.

1. 問題関心

地球上に武力紛争¹⁾の絶えることのない現代における今日的な課題となっている戦争・紛争後世界(社会)の新たな関係性の構築には、かつての加害者・被害者両者の間における「和解」が前提となるが、「和解」は、加害者である者を赦すという被害者の側の「赦し」の行為が基盤となる。ハンナ・アーレントは、「不可逆性」、つまり、人間は一旦、行ってしまったことを決して元に戻すことができないが、その苦境から抜け出すことのできる可能な救済が「赦し」の能力であると、人間関係における「赦し」の機能について論じている[アーレント 1994=2007:371]。では、被害者の「赦し」の行為は、いかにして可能となるのだろうか。

G·W·F·ヘーゲルは、「評価する良心」の「赦し」の行為を引き起こすものは、「行動する良心」

の「告白」の行為であると論じる [ヘーゲル 1952=1953:186-198]。本稿の文脈に沿って解釈すると、加害者の側の罪の「告白」が、被害者の側に「赦し」をひき起こし、「和解」の条件になるといえる。この論理は、紛争後世界の新たな構築にとり組んできた南アフリカの真実和解委員会が加害者に対処した論理とも共通する $^{\circ}$ 。では、加害者の罪の「告白」という行為は、いかにして可能となり、それはどのような性格をもつものなのだろうか。

戦争・紛争後世界の当事者間における関係性の再構築という今日的な課題に対して、これまで、実践のレベルにおいても議論のレベルにおいても、主として被害を被った被害者の側に焦点があてられることが一般的であり、加害者の側からの議論が充分になされてきたとは言えない³。加害行為は、その性格上、一旦おこなわれたら否が応でもその場に居合わせた人びとは必然的に被害を被らざるをえない。つまり、被害者にならざるをえず、被害者にとっては選択の余地がないのに比し、加害者になる、つまり加害行為を行うのは、最終的には、個人の自由意志による選択にかかっている――たとえそれが非常に困難な営為であったとしても――という点を考慮すると、加害者について議論することの重要性は論をまたないであろう。

本稿では、戦争の加害者と被害者の関係性の再構築に際し、その前提となる「和解」の成立のためには、加害者の側の罪の「告白」が必要不可欠であるという思想を共有する。そのうえで、告白するという行為が、被害者の側の赦すという行為をひき起こし、「和解」の条件となることを、事例――新生中国(建国後間もない中華人民共和国。以下、中国)における日本人戦犯に対する戦犯政策――を通して明らかにすることを目的とする。本稿の課題はつぎの二つである。一つは、加害者・被害者間の関係性の再構築においてその条件となる加害者の「告白」が、いかにして可能となり、また、それがいかなる性格のものであるのかを、judgment(以下、「判断」または「判定」・「裁き」。両者を含意するときはジャジメント)と、人道政策(中国の戦犯政策の基盤)を鍵概念としてとしてみていくことである。二つは、「告白」「赦し」「和解」へと時系列的に継起する加害者・被害者間の行為を通して両者の関係性の再構築について議論することである。

2. 主要な概念について――「判断 | 「告白 | 「赦し | 「約束 | 「和解 |

ここでは、本稿での議論において、主要な概念をハンナ・アーレントとヘーゲルの思想を参照項 としてみておきたい。

アーレントは、過去の行為の罪はダモクレスの剣のようにすべての新しい世代の上にぶら下がっており、過去の罪という「不可逆性」の苦境からの救済策が「赦し」の能力であるのに対し、未来の混沌とした不確実な「不可予言性」からの救済策が約束の能力(約束をし、守る能力)にあると論じている。そして、人間は、常にみずからすすんで自分の心を変え、ふたたび出発点に戻ることによってのみ、何か新しいことを始める大きな力を与えられる[アーレント 1994=2007: 371-2, 376]と、「赦し」と「約束」によって過去を乗り越える方途が与えられ、新しい関係性の再構築と「和解」の地平について論じている。

G・W・F・ヘーゲルは、「愛」による「赦し」によってのみ、裁く者と裁かれる者の敵対関係が 止揚され、自己意識間の最高の「相互承認」関係としての「和解」が実現される [ヘーゲル 1997: 130-132,135-137] と、「赦し」が人間関係におよぼす機能と「和解」について論じている。

アーレントは、歴史にたいする「判断」――過去について判定を下すこと――の必要性について 次のように論じている。克服しなければならない過去の問題を抱えているとき、その「過去の克服」 に当たって、人間であるかぎり「判断」を回避することができない。「我々が判定し始めることによってのみこの過去と折り合いをつけるであろう」と、人間の判断力がもつ救済可能性、つまり「和解」について論じている。[アーレント 1987: 149、140]。すなわち、アーレントは、「判断」を「告白」の前提にすえ、「過去の克服」の基礎に据えている。

人間であるかぎり「判断」を回避することができない⁴⁾のは、第一に、justice (以下、正義)の要請があるからである。正義は人間の社会的条件の本質であり、ジャジメントがなされなければ、人間社会の条件をなす最も基礎的な正義感が損なわれるからである。第二に、正義の要請に応えることを通して、加害のそれであれ被害のそれであれ、私たちの社会にそれぞれの傷を残している過去と折り合いをつけ、「和解」するために必要だからである「高橋 2000:90,92]。

3. 中国における日本人戦犯政策

3.1 撫順戦犯管理所への移管の経緯

1949 年 10 月、中華人民共和国の成立直後、「中ソ友好同盟相互援助条約」の締結のため訪ソしていた毛沢東と周恩来は、日本人戦犯の処理を提案される。それは、敗戦後シベリアに抑留された日本人捕虜のうち、戦犯と認定された約 1000 名を中国へ移管し、新政権の主権と、国連の承認を得るために、その処理を被害国である中国が行ったらどうかという提案であった 50。

日中戦争・第二次世界大戦末期、中国東北部、「満洲国」に集結していた日本軍は、敗戦後、ソ連により武装解除され、「満洲国」関係者とともに、約60万人の日本人が捕虜としてシベリアに抑留される。抑留された日本人は、2年後の1947年10月から帰国が徐々になされるが、約3000人が、ソ連当局によって戦争犯罪人(以下、戦犯)と認定される。そのうち約2000人は、ソ連の軍事法廷で判決を受け、すでに服役中であり、残り約1000人が、中国移管組(移管時は969人)であった。5年にわたるシベリア抑留ののち、ソ連での捕虜身分から戦犯として、1950年7月、中国遼寧省撫順市の戦犯管理所(以下、撫順戦犯管理所、管理所または撫順)へと移管のされる[金2001b:73]。

移管後4年が経過した1954年、中国側は「日本侵華戦争罪犯名冊」(日本人戦犯名簿)を作成する。 それによると、1954年当時、「満洲国」関係者(関東軍憲兵関係を含む)は、計357名、関東軍隷 下部隊(陸軍関係者全部)は、計585名、両者合計942名となっている。もう一つの山西省太原戦 犯管理所拘留者は130名である⁷⁾。本稿で対象とするのは前者の撫順移管組の日本人戦犯である⁸⁾。

戦犯政策の総指揮は、戦時中から日本人捕虜、国民党捕虜の取り扱いに熟知していた総理の周恩来があたり、「公安部」の下にある「東北戦犯行政委員会」下の「東北公安部」が担当となり⁹⁾、責任者は、延安にあった抗日軍政大学副校長羅瑞卿がなる。戦犯の思想教育や裁判での寛大な処置は、羅の講義録(1938 年)が実践されたもので、捕虜政策の延長線上でおこなわれたという[新井 2003: 18-20]。

その目的は国内外にむけての政治的な要素をもっていた。中国が戦犯政策を通じて示そうとした目的は次の諸点である。すなわち、国内的には、日本の侵略に手を貸すことになった「満洲国」戦犯や「蒙古政府」戦犯、内戦を戦った国民党戦犯に対しては社会復帰の道を与え、ともに新国家を建設していくことを国民に示すものであった。侵略した日本に対しては、国交を回復し、双方の友好発展を望む中国政府の姿勢を、寛大な戦犯処理を通して伝える対日外交政策であった。より大きな国家目標としては、スターリンの提案にみるように、中国の主権が北京政府にあることを世界に

認知させ、国連の承認を獲得することであった。それゆえ、戦犯政策は国家政策として位置づけられ、周恩来が直接総指揮を執った「同 2003: 20-21」。

日本人移管の指示を受けた「東北戦犯行政委員会」は、移管先を撫順市の東北司法部直轄監獄に決め¹⁰⁾、戦犯の移管にむけて図書館や医務室などの増築や暖房用パイプを設置するなどハード面での準備を整えた。しかし、「国の重大な政策である戦犯の管理教育を進める幹部と職員」は容易に集まらず困難に直面した。「中国人民とりわけ東北地方の人びとは14年間、日本軍国主義の侵略政策によって塗炭の苦しみをなめ」、「日本人と聞いただけで憤りを表し、顔も見たくないという人がほとんどというなかで、日本人と直接向き合い、個人的な感情を抑え、政府の政策を理解し、その使命を果たすことのできる人間を探す」のは「容易なことでは」なかった「董 2003:108]。

このとき公安部政治保衛所執行科科長の董玉蜂から仕事を依頼された側の反応は次のようなものであった。金源は、のちに撫順戦犯管理所第二代所長となるが、仕事の依頼を受け、次のように回想する。「この意外な任務にどうしていいか分からず、皆一様に寡黙になってしまった。あの高い塀に囲まれた中で朝から晩まで戦犯と顔を合わせなければならないと考えると、表現できない重荷に心が暗くなった。あの狼や豹のような戦犯を改造 11) することがそんなに簡単にいくのか。私は何ともやりきれない思いで、仕事をかえてくれるか、あるいは朝鮮戦争の戦場で戦う方がよいと頼んだ」 [金2001a:89]。同じく仕事を依頼された徐沢(看守)は、「祖父の仇もうっていないのに日本人戦犯の面倒をみる仕事をするなんて耐えられないことで」、「深い恨みのある日本人の戦犯の仕事をさせられることにどうしても納得がいかず何度も転勤を頼み」、最後には「三日間看守室に座りこ」んだという [徐2003:254]。このように日本人戦犯の仕事を固辞した人は多かったが、なかには「仇をうってやる」という気持ちで応じた人もいた 12)。

3.2 戦犯政策

中国の戦犯政策の歴史は、日中15年戦争およびその後の国民党との内戦にまでさかのぼる。戦争犯罪に対する基本的な思想は、「原因は各個人にあるわけではな」く、「歴史的社会的」な条件に規定されるとし、戦犯政策は、日本人戦犯を「平和を愛する人に教育し」、かつての「破壊的な」要素を「進歩的な」それに「変えること」にあった。それは、第二次世界大戦後におこなわれた連合国側の「勝者の裁き」的な報復的要素を含む処罰とは異なり、「罪を犯した者を人道的に取り扱い、教育によって新しい人間に生まれ変わらせる」という政策にもとづくものであった。戦犯政策は、「戦犯とて人間である。人間であるからにはその人格を尊重する」という周恩来の方針にもとづいて行われた。ソ連からの戦犯の接取に際して周恩来が指示したのも、「戦犯の人格を尊重し、侮辱したり殴ったりしてはならない。一人の死亡者、一人の逃亡者も出してはいけない」というものであった。戦犯政策の方針は、中国共産党・紅軍時代の「捕虜優遇政策」や、抗日戦争期の八路軍・新四軍の経験、つまり日本人捕虜を「敵軍瓦解工作」の一環と位置付けながらも、侵略戦争の道具であり軍国主義の「鬼」である日本人を、血も涙もある人間に変え、さらに反戦兵士に変えていったという捕虜政策での経験に基づくものであった。そこでの日本人の変化、転換の出発点は、日本人を一人の人間として扱うという人道主義、そして、武装放棄し平和を愛し侵略に反対する者は誰でも「国際的友人」として遇されるという国際主義にあった [新井2003:19] [姫田1999:301]。

戦犯政策を直接担当した撫順戦犯管理所の職員たちが日本人戦犯に問いかけたのは、特別な知識ではなく知識以前の人間はいかにあるべきかという、人間としての基本的な問いかけであった。すなわち、「君たちは人を殺したのだね。そのことをいいと思うのか悪いと思うのか」と問いかけた。

移管当初、山岡繁(59 師団情報係下士官)は、戦犯とされたことに不満をもち、断食をして所長との面会を要求し、「戦争は私の意志でやったのではない。私たちが戦犯なら師団 2 万人全部が戦犯ではないか。しかし大部分はソ連から帰国している。私たちだけが戦犯とは納得できない」と抗議した。それに対し孫明斎所長はつぎのように応えた。「君の気持がわからないわけではない。苦しみもわかる。…第一に自分のことをよく考えなさい。戦争で君自身何をやったのか。なぜやったのかを」「中帰連編 1987:22-23」。

管理所の中国人職員たちは、日本人戦犯に「上官の命令」「天皇の命令」として考えることなく行ってきた自身の戦争行為について問いかけた。なぜそのような行為をおこなったのか、それは善いことか悪いことかを、みずから考えて判断することを求めた。絵鳩毅(59 師団曹長)が「認罪」(後述)で悩んでいたとき、調査員はつぎのように助言した。「あなたは、日本の軍隊の一員として中国に侵略してきた。そのこと自体について、私たち中国人の立場に立って反省してみなさい」「インタビュー絵鳩毅:2007.11.13][絵鳩 1990:137]。

中国の寛大政策は、BC 級裁判の結果の比較 [表 1] からも窺える ¹³⁾。中国の戦犯政策では、大半が起訴免除となっており、最終的に起訴されたのは 45 名であり、死刑も無期刑もなく、刑期の最高は 20 年であった。しかも、ソ連抑留の 5 年と撫順戦犯管理所での 6 年の計 11 年が差し引かれ、実質最高 9 年、その多くは刑期満了前に釈放されている。また、中国の裁判では、戦犯たちがすでに罪を認め深く反省するという域に達していたので、ほかの BC 級裁判のように犯罪行為について争われることはなく、法廷では「戦犯の誰もが自身の罪を認め謝罪した。証人として出廷した被害者の前で涙を流して頭を垂れる者、傍聴席に向って土下座し極刑を求める者など、東京裁判、ニュルンベルク裁判では見られない光景であったという「新井 2003: 40] ¹⁴⁾。

	人数	死刑	無期刑	有期刑	無罪	その他
アメリカ	1,453	143 (3)	162 (2)	871	188	89
イギリス	978	223	54	502	116	83
オーストラリア	949	153	38	455	267	36
オランダ	1,038	236	28	705	55	14
		(10)	(1)			
フランス	230	63	23	112	31	1
		(37)	(4)	(2)		
フィリピン	169	17	87	27	11	27
国民党政府	883	149	83	272	350	29
合計	5,700	984	475	2,944	1,018	279
中華人民共和国	45	0	0	45	0	0

「表 1: 各国 BC 級裁判結果]

出典: 中華人民共和国以外は「豊田 1986: 342]

4. 加害者・日本人戦犯の「告白」

4.1 移管当初の自己認識

まず、日本人戦犯が収監された初期における自身の戦争行為に対する認識をみておきたい。ソ連

から撫順戦犯管理所に移管された日本人は、概して戦時中のままであり、自分たちが戦犯であるという自覚は、ほとんどの日本人にみられなかった¹⁵⁾。管理所に収監された日本人たちは、自分たちが戦犯とよばれることに敏感に反応して動揺し、不安や恐怖にかられて、軍隊階級の上下や戦争行為の如何を問わず、「だれもが気がふれたようにわめきちらし」、「暴れまわる人もではじめ」た[花烏賊 2002: 257]。日本人たちは移管当初の自己認識をつぎのように語っている。

金子安次(59師団伍長)は、監房規則に「撫順戦犯管理所」と書かれているのに気づき、「嫌な気持だよ。おれたちは上からの命令にしたがって戦争してただけなんだから、どうしておれたちが戦犯なんだ」と思った[熊谷2005:154]。土屋芳雄(憲兵少尉)は、「ここに入れられるのか……。おれたちが戦犯とはどういうことだ。戦犯は、天皇や東条ではないか。政府や軍の首脳の連中が戦犯なら話もわかるが、戦争はおれたちが起こしたわけではないだろう」と「地獄につき落とされるような感じにおそわれ」た[花烏賊2002:257]。富永正三(39師団中尉)は、「一同大いに憤慨した。『おれたちを戦犯とは何事ぞ。』私たちの考えでは、戦犯とは戦争を発動し、戦争を指導した最高の責任者である天皇、大臣、軍司令官、政財界の大物たちをいうのであって、おれたちのようなチンピラを戦犯呼ばわりするのはチャンチャラおかしい」と思った「富永1977:34]。

4.2 罪の「告白」 — 「認罪」

日本人戦犯は、撫順戦犯管理所において程度の差はあるものの自身の戦争行為を罪として認識し、痛切な反省を通してその罪を被害者と加害者の前で告白し、真摯な謝罪をおこなうようになる。

そこに至るには、撫順戦犯管理所職員(管理所職員)たちの並々ならぬ努力と献身があった。管理所職員たちは、一人残らず日本人によって物質的・精神的に深刻な打撃を被っており、労役の強要、家族や仲間たちの虐殺など、加害の深い悲しみと憤りを抱えていた「⁶」。それゆえ、日本人に対する憎悪と怨恨には計り知れないものがあり、そのような中で私憤を抑え痛みに耐えて職責を全うするのは並大抵なことではなかった。が、「戦犯とて人間。人間であるからにはその人格を尊重する」という周恩来の指示の下、「絶えず戦犯の人格を尊重することに意を用いた。投打、罵倒、体罰、侮辱的言動一切を厳禁した。できる限り戦犯たちに学習のためのよい機会を作り必要な生活条件を保証した。彼らの民族的習慣を考慮して、嗜好にあう日本食をこしらえた」[金 1995: 7]。

戦犯政策の初期段階として、日本人が戦争行為の罪を理解するには、被害者の痛みを感じ取る人間的な感情の回復をめざし、人間としての良心を取り戻させることに主眼をおいた。つぎに学習の第一段階として、レーニンの『帝国主義論』や『日本資本主義発達史』、文学作品などの本を読んで討論し、帝国主義の本質と戦争を発動したその根源、さらには日本軍国主義の罪業の初歩的な理解をめざした。第二段階は、学習と反省を深化させる過程で、日本人がみずからの意志で戦争行為の罪を認め、反省を促すよう指導し、とくに国際法の教育をおこない、「侵略を受けたいかなる国家も、平和を破壊した罪、戦争を発動した罪、人道に反する罪を犯した者に対し、その処理と改造を行う権利を有するということを理解させようとした」[金2003:91]。

管理所移管後3年をへた1953年秋には、ほとんどの日本人が、罪の「自覚」という次元に到達していた。しかしながら、罪の「告白」――みずからが犯した凌辱行為を含む残虐行為の「告白」という次元には至っていなかった。この時期、撫順戦犯管理所では、日本人戦犯に対する学習の時期を終え、罪の認識を促す時期へと移っていく。1954年1月から中国は戦犯の本格的な罪状調査を始める。検察庁と公安庁を中心にした「中華人民共和国最高人民検察庁東北工作団委員会」(以下、調査団)が管理所に設置され、戦犯は「供述書」を書くよう命じられ、審問が開始される「70。調査

団は、綿密な調査による証拠をそろえながら、戦犯みずからが告白するまで証拠を突きつけることを極力避けた。戦犯自身が、犯罪行為として認め告白することが、心からの反省、謝罪につながると考えていたからである。一方で、虚偽を続けたり頑固に罪を拒否する者には証拠が突きつけられた。「新井 1999: 273]。

日本人の側にとっては、供述書を書くよう命じられたことで「告白」の最終的局面に入っていく。 供述書を書くことにより、日本人戦犯は、自身が犯した戦争行為の一つひとつにおいて細部にわた り、みずからが判断するという行為を余儀なくされる。このとき、日本人の内面において、みずか らの罪行を認めようとする力と、それを否定し自己を弁護しようとする力との間で激しいせめぎ合 いが起こる。殺された被害者の叫びに応え、良心に突き動かされて罪行を認めようとする自己と、 戦争行為を弁護し現実から逃げようとする自己との間で熾烈な葛藤が生じる。罪の「告白」にいた るには、過酷な自己闘争があった。この時期、それに耐えられず自殺者もでた ¹⁸。

日本人たちはこの認罪の自己闘争を認罪学習、認罪運動とよぶ。日本人たちが認罪とよぶとき、狭義には、自身の戦争行為を単なる自覚ではなく、善悪、正不正の「判断」にもとづいて、罪であると認識することを意味する。広義には、認罪の一連の過程が含まれ、大別してつぎの二段階が含まれる。第一は、自身の戦争行為をみずから判断して罪であると認識し、反省していく段階、つまり、日本人自身の個別具体的な内面的営為にかかわる次元である。第二は、罪の認識と反省を通して、自身の罪をみずから「告白」し、謝罪していく段階、つまり、被害者である中国人の前で公になされる対他的営為にかかわる次元である。広義の意味において、「認罪」は本稿における「告白」と同義である。本稿では、文脈によって狭義、広義両者の意味を使い分けることとし、どちらの意味においても「認罪」と表現することとする

4.3 「告白」の実際

4.3.1 沢田二郎の「認罪(告白)」

戦闘経験のなかった沢田二郎 ¹⁹⁾ は、移管当初、「おれが戦犯なら過去中国に出征した何百万の日本軍全員が戦犯だよ」と思っていた。撫順戦犯管理所での数年に渡る学習によって「中国人の立場からの戦争というものの悲惨さ」がわかり始めたのちも、「自分は何もしていない」という意識から脱け出すことができなかった [インタビュー沢田二郎: 2008.8.6] [沢田 1991:127]。

移管後 4 年目をむかえる 1954 年の春(調査団による審問の時期)、師団あるいはグループごとの認罪学習をへて、その総括として「告白」がおこなわれた。沢田は、軍歴を述べ、幹部候補生の教育期間中に刺突 20 に立ちあったことをつぎのように告白した。「二人の候補生が申し出、後ろ手に縛られた中国人の捕虜を背後から銃剣で突き刺し、その死体を川に転がしました。私は自分の度胸をつける目的でこの場に立ちあったものであります」と述べ、「このような非人道的な行為をしたことは、中国人の前に慙愧に耐えません。いかなる処罰を受けようと、これを受ける覚悟です。」「軍歴も浅いし、これ以上何が言えるか」という気持ちであったという。だが、沢田の「告白」は、同じ師団のメンバーにも中国人の調査員にも「否定された」[同 1991:115-8][同 1987: 141-2]。

沢田は、「学習の総決算ともいうべき認罪報告で、落第点をつきつけられ」、「正に目の前を大きな壁でふさがれたよう」であった。「自分のような軍歴の者は、かえってむつかしくなる。」「凶悪な罪行を犯している者はむしろ認罪が楽ではないか。その生々しい犯行を乗り越えて自白することが一つの跳躍台となって、新しい境地へ飛び込んでいける。」「何処にその跳躍台を探せばよいのか」と窮地に陥った[同 1991:119-120]。

沢田は、シベリア抑留時代に、ソ連当局に促されるまま早く帰国したいがため、「自分が刺突して殺した」という書類に署名していた。それが証拠とされ戦犯として中国へ移管されたことを「歯ぎしりするほど悔しく思っ」た。沢田は、やってもいない罪で裁かれたら悔いが残るという思いに駆られていた。「中国人を刺しはしなかった」「見ていただけ」「ここにいる日本人とは罪が違う」という気持ちを捨て切ることができなかった。窮地に陥った沢田の「認罪」は、仲間の「告白」という回路をへて行われる。

沢田が「認罪」に苦悩していたとき、下士官・兵士の「告白」がなされた。軍隊の階層構造の末端にあって直接手を下した下士官・兵士の罪行は、初年兵訓練時における中国人への刺突、作戦時の虐殺、強姦、放火、略奪など、日本人が中国で犯した罪行の典型といえるものであった。その彼らの「告白」がそれまでのものと大きく異なっていたのは、「具体的な内容ではなく、一つひとつの罪行が、自分たちのなかの傷をえぐり出すような苦しみをもって語られたこと、被害者の苦しみと怒りを自分のものとして身を切られるような絶叫をもって話されたことであった。人間が人間に対し、犯してはならぬ罪行を犯した。それを犯した自分は残虐無比の鬼であったという告白であった」[同 1991:134]。

またある者は、「私はごく普通の労働者でした。その私が軍国主義にそそのかされて、同じ働く仲間である中国人をこの手で殺したのであります。そんな事をしてはいけなかったのです。今、中国人民の前に、心から頭を下げてお詫びしたいと思います。しかし今私がここでどんなに頭を下げて謝っても、私によって殺された中国人民は、もう永久に帰ってはこないのであります。それを想うと私は……」と絶句して声が出なくなり、むせび泣きに代わっていった[同 1991:134]。「どうか私を八つ裂きにしてくださいといって、本当に身体を前に投げ出すのである。」ここには「中国人は仲間だったのだ。中国人を殺してはいけなかったのだ」という身を裂くような反省がある」[同 1991:138-9]。

沢田にとってこのような告白をした下士官・兵士はただの仲間ではなかった。青春をともに生き、「異常な遍歴を手を取りあって潜りぬけてきた『戦友』であった。」「ソ連では他人のダモイ〔ほかの日本人の帰国〕を何回も見送り、ダマされた形で中国へ送り込まれたときには戦犯となっていた。そのときの挫折感、反ソ反中感情、……屈折した思想の遍歴は局外者には分からない。皆は同じ型の思想回路、同じ型の精神の鋳型を持」った仲間であった[同1991:139-140](引用文の〔〕内は筆者)。その仲間が「身を投げ出して泣いている、叫んでいる。他人事ではなかった。一卵性双生児のように、仲間の心が引き裂かれるときには」、沢田の「心も引き裂かれ」た。そして、「中国人の立場と気持に決定的に一歩近づいた」[同1991:140]。

沢田は、自身の戦争行為にそれまでとは違ったかたちで「判断」を下した。師団仲間と調査員に一度は「否定された」自身の「告白」を見る目が変わっていく。あのとき殺された「中国人にも家族や友人が居た。」「彼らは殺された中国人をどんなに助けたかったことだろう」。「日本の兵隊が百人も周りを取り囲んでいたから助けることができなかったのかもしれない」という反省にいたる。「そう考えると、沢田は、たんに『度胸をつけるために見ていた』だけでなく、『自分も度胸をつけたいと思って、この中国人が逃げられないように周りを取り囲み、仲間の候補生に刺突させました』と思うようになった。文章では1行追加しただけであったが、思想的には大きく変わっていた。[インタビュー沢田二郎:2008.8.6][同1991:145][同1987:158]。最初に告白したときは、申し訳程度に付け加えるだけであった反省と謝罪の言葉が、真摯なものにかわった。

沢田の「認罪」は、仲間の「告白」を回路として行われた。沢田は、「過去のある時期に、人殺

しの武器をもって、人が人を殺す目的をもって、日本から中国に侵略してきたという『共通の経歴』をもって居た」という認識にいたる。仲間の純粋で真摯な「告白」が、沢田の「心の深奥に鋭く突き刺さ」り、自分もまた「紛れもなく」戦犯であったと、自身の戦争行為にたいして判断を下し[同1991:143、149]、被害者である中国人の「立場と心境をトコトン知らされ、自分と日本のやったことを認識したのである」[同1996:22]。戦闘経験のない沢田が、「仲間の心が引き裂かれる」思いを感じとり、みずからの心もまた引き裂かれることで、被害者の立場と思いを感じとっていく。「認罪」には、加害者の側が、被害者の立場に入っていけるかどうかが決定的なカギを握っていた。

4.3.2 藤田茂の「認罪(告白)

陸軍の高級幹部であった藤田茂²¹⁾は、日中戦争を現場で指揮する命令系統のトップに位置していた。そのため、沢田同様、被害者である中国人と直接に接触する機会がなく、具体的な被害者像を想像しにくい位置にいた。それゆえ藤田の「認罪」は、被害者となった日本人を経由する回路と、裁判で中国人の被害者に直接接するという二つの回路をへて行われる。

藤田は、移管当初は「何をやられるか判らんぞと非常に恐れ」、「『コラ』戦犯管理規則とは何だ! おれは戦犯じゃあないぞ!」と怒鳴りあげ [藤田 2001:4]、仲間を扇動するなど、軍国主義思想に凝り固まった帝国陸軍軍人そのものであった。藤田ら高級幹部の教育担当であった崔仁傑はつぎのように語る。藤田は「階級章のついた軍服を身に着け、軍靴を履き、かつて中国の国土を蹂躙した『神兵』そのものの格好をし、……認罪しようともせず、むしろ自分の罪業の責任を逃れようとした」[崔 1995: 98] [崔 2003:194]。

収監されたのちの藤田は、管理所の同房の仲間と経済学や歴史の勉強をはじめ、戦争を経済構造に関連させて考え、「八紘一宇」や「聖戦」のイデオロギーに疑いをもっていく。しかし、「あなたが中国に来たことは正しかったことか、正しくなかったことか」という所長の問いかけには、即座に、「何を言うか!私が中国でやってきたことは、今でも悪いとは思っていない。自分の職務について全能力をあげて忠実に命令通り正しく遂行してきた」[藤田 2001: 7]と怒鳴りあげるなど、収監一年後にはまだ態度も意識も変わっていなかった。「二年目になってくると、私はかつてサーベルをぶら下げ、勲章をつけ、街の中を闊歩していたあの姿が、何だかこう、おかしいように考えるようになり」、「満洲事変にも参加したが、正しい戦さだったのか、疑いを抱くようになって」いた[同 2001: 6-7]。

三年目になると、藤田は葛藤に陥るようになる。藤田は「参った」体験を二つ述べる。一つは、かつての自分の捕虜の扱いと、中国人職員たちの自分への扱いとを重ね合わせて考えるようになったことである。連隊長時代、捕虜を「現地処分」にして殺していた自分と反対に、「今日まで三年間、私の人格は絶対に尊重されている。怒鳴られたことはないし、文句を言われたこともない。健康、生活の問題については絶対といって保証されている。このことに気づいた時、全く頭が上がらなくなった」[同 2001: 8]。もう一つは、藤田が胃潰瘍で入院したとき、この上なく手厚い看護を受けたことである。それでも、「中国に来たことは正しいか。悪いか」という所長の問いかけに、「はっきりと『私は悪かった』と口に出して言えない。」「大変なジレンマに陥ったわけだ。実に苦しい」[同 2001: 9] と思い悩んだ。

ジレンマに陥った藤田の「認罪」は、二つの回路をへてなされる。第一の回路は、広島への原爆投下や日本を占領した米兵の暴行といった日本人の被害を知ったことであった[藤田 1999: 39]。藤田は、供述書(1954.8.1)につぎのように書いた。「米帝国主義の罪行の日本に於ける現状を見ま

して、米帝国主義にたいする絶大なる憎恨を感じ憤怒に堪へません。然し此の状況は曾て私が中国で犯した罪行と同様でありまして、特に一万名の生命を奪ひました肉親の私に対する憎恨と憤怒は私の抱いた感じと等しいものがあります」[同 1999: 37]。藤田は、原爆や占領で「米帝国主義」の被害者となった日本人として、みずからが抱いた「憎恨と憤怒」を重ねて、中国人被害者の藤田に対する「憎恨と憤怒」に気づいていく。そして、殺してしまった人間が生き返ることのない現実を直視し、「罪行の一切を告白し認罪を全ふすることのみが唯一の陳謝の途である」と、「認罪」に励むことを誓う。それは、「認罪」を励むという段階ではあったが、自身の戦争行為にみずから「判断」を下せるようになる。所長の問いかけに対して「悪かった」と口に出せなかった段階を一歩越えた段階であった。

第二の回路は、裁判時に証人の「私にたいする憎恨と憤怒」を目の当たりにしたことであった。日本人戦犯のうち、藤田を含む重要犯罪人 45 人が訴追され ²²⁾、1956 年 6 月 9 日より、中華人民共和国最高人民特別法院軍事法廷において軍事裁判がはじまる。藤田には 26 人の証人による証言がなされた。その一人は、藤田が、連隊長時代に師団命令を受けてある部落を掃討し、「住民の老若男女 140 名を殺害した上、井戸に投げ込み、捕虜 12 名を殺害し、百余軒の民家を焼失させた」[藤田 1997: 23-4]、その加害の証人であった。

この時の証言に立った張葡萄という 62 歳になる老婆は、このため一家が皆殺しにされ、唯一生き残ったのです。老婆は、… それはものすごい形相でした。… 怒り、憎しみ、悲しみ、苦しみ、恨み、これらの感情が一時に爆発したという表情であります。この老婆は髪を逆立てて、テーブルを乗り越え、私に飛びかからんばかりの有様なのです。証言という生易しいものではありません。… 私は本当にそこに立っていることができなくなりました。つらい、苦しい、正に断腸の思いであります。心から呵責の念がわいてまいりました。もうどうでもいい、ひと思いにこの老婆に蹴るなり、噛みつくなり、打ち倒すなりしてほしいという気持でいっぱいでした [同1997:23-4]。

藤田は、自身の加害証人の「憎恨と憤怒」を契機として、自分はどうなってもかまわないと、被害者の前に身を投げ出すような「認罪(反省)」をおこなっていく。裁判に臨むに際し、藤田は死刑を覚悟していたが、被害者の「証言を聞き終えたとき、心の底から死刑は当然だと思うようにな」る。その藤田に判決が言い渡される。「『一八年の刑に処す』と聞いたときは、本当にもう震えるような感じがした。これぐらい不幸のドン底から、幸福の先端まで走ったことはない」[同 2001: 11]。しかも、ソ連抑留時代と中国での拘留期間を差し引いた実質7年の禁固刑であった。裁判長から判決への意見を求められた藤田は、「全く予想外の寛大な判決であり、ただ感謝のほかございません。しかしながら、ここにおられる26人の証人は皆極刑を望んでいます。こんな軽い刑では納得されないのではありませせんか」と、涙を流して述べた[同 1997:24][崔 1995:101]。

後年、藤田は自伝的文章を残している。「反省というものは、… 加害者である自分の立場から考えていたのでは、いつまでたっても身につかない。侵略者に肉親を奪われ、家を焼かれた被害者の悲痛な心情をほんとうに素直な人間の気持に立ち返って受け取らなければ、身についた理解とすることはできなかった。こうした『罪』の意識を身にしみて感じたとき、私ははじめて軍国主義にたいする憎しみを自分のものにすることができたのであった」[藤田 2001: 2]。

加害者の側には判断を回避しようとする潜在的な傾向があるため、藤田にとっても沢田にとって

も、戦時のみならず移管当初においても、ちょうどアイヒマンがそうであったように、判断する主体であるにもかかわらず、自身の戦争行為に対して、判断力を働かせ、みずから判断することができなかった。転機になったのは、被害者の心情を受け取ることができるようになったことである。加害者の側が被害者の立場に立つことではじめて、善悪、正不正の「判断」を行うことができるようになる。それが、罪の認識と反省へとつながる。この内面的営為があってはじめて、罪の「告白」が可能となった。

5. 「告白」のその後――結びにかえて

裁判で訴追された 45 人を除き、全員が不起訴・即時釈放となった日本人たちは、1956 年、帰国の途についた。実刑を受けた 45 人も 1964 年までには帰国し、日本人たちは活動母体として「中国帰還者連絡会」を組織し、以降、一貫して戦争反対を唱え、加害者として自身の戦争犯罪を告白し続け、平和と日中友好のための活動を生涯続けることとなる。撫順をへた日本人たちにはそれ以外の後半生は考えられなかった。その行為、つまり約束の実行は、不確実性の未来に、「確実性」を打ち立てることになり、耐久性と連続性のある新たな双方の関係性を確実なものにしていった。

戦犯管理所は、即時釈放となった日本人のために歓送会を催した。その会の様子を所長の孫明斎は次のように語っている。「会場では、笑い声と泣き声が入り交じり」、日本人たちは「いろいろの形で中国政府と中国人民に対して『言葉で表すことの出来ない感謝と感激』の気持ちを表した」。「私たち双方はかつては敵同士だったのに、幾年かの交際を通じて、双方の思想感情に非常に大きな変化が発生するなどとは、誰も思いもしなかった。敵対感情は消え去り、友情と信頼が日増しに高まったのだ」[孫 1995: 72-3]。

日本人たちは、人間性を取り戻し、「被害者の痛みをズッシリと心で受けとめ」ることで「告白」を可能にしていったが、それは、被害者の「赦し」とその後の「和解」、新たな関係性の構築につながっていった。加害者がみずからの加害を認識するという困難な営為を可能にした「根源に中国人民の戦犯、敵に対する神のような愛情」があった。「これは、やっぱり奇蹟ですよ。敵を愛するなんていうのはなかなかでき難いことでしょう。僕はキリスト教の教えというのは架空の教えのように思っていたところ、現実にみたときびっくりした。中国人の日本人戦犯に対した待遇、これは奇蹟なんですよね。この奇蹟があったから思想の改造といいますか、思想転変ができたんだと思いますね」「インタビュー絵鳩毅:2007.11.13」。

「撫順こそ我が再生の地」、撫順での6年間は「なにものにもかえ難い幸せ」であった。ここでの経験を共有した者は、日本人同士のみならず、元日本人戦犯たちと元撫順戦犯管理所の職員たち、双方の「友情と信頼」は、その後五十年の時をへても弱まることなくますます深まり、家族をも超えるような深い人間的な絆で終生固く結ばれ、かつての加害者・被害者の関係性の一つの極致をつくり出していく²³⁾。「不可逆性」――日本人の犯した戦争犯罪、殺した人が生き返えることのない、過去を元に戻せない――その苦境からの脱出が「赦し」によってなされ、「和解」へとむかうことで、双方の新しい関係性が可能となっていった。

本稿では、日本人戦犯政策の対象者であった人びとと、その政策の直接の実施者であった元撫順戦犯管理所職員の人びととの間に成立した関係性(の再構築)について、「判断」「告白」「謝罪」「赦し」「約束」「和解」という観点から、議論を行った。

注)

- 1) 頻発している現代の紛争は、従来の国家対国家の戦争から、国家対非国家、非国家同士の紛争が主流となり、一般市民や非戦闘員の犠牲の増大が特色づけられる。一般市民や非戦闘員の犠牲は、20世紀初頭の戦争では5~15%だったのが第二次大戦では50~60%、1990年代に入ると75%となり、紛争地域によっては100%近くも増大しているとされる[阿部2007:8]。
- 2) 論理的に共通するという意味である。真実和解委員会が加害者に求めた「告白」は、政治的目的にしたがってなされた加害行為が偽りなく公にされたとみなされたときにその加害行為に対して恩赦が与えられるという制度的なもので、加害者の側に要求されたのは完全な「告白」で、改悛の情や反省、また謝罪が求められたのではない。したがって、「告白」も「赦し」も本稿の事例でみる概念とは異なる。
- 3) 加害の罪を裁くというレベルでは、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判や東京裁判をめ ぐる議論がある。また、被害者とともに加害者の数も膨大となる近年の紛争後社会の再構築 という枠組みにおいては加害者もまた重要な要素となるが、加害者自体がとり上げられると いうよりは被害者と加害者の「和解」という枠組みのなかでとり上げられている。たとえば、 阿部利洋『紛争後社会と向き合う』など。
- 4) 「なぜなら、我々が我々にとって世界を有意味なものとなしうるのは、たえず判定を明言する ことによってであるから」「アーレント 1987: 151」。
- 5) 新井は中国の戦犯政策を長年研究している紀敏(撫順市文史資料委員会主任)と師哲(「中ソ友好同盟相互援助条約」締結の会談における毛沢東側近のロシア語通訳)にインタビューする機会を得、日本人捕虜の中国への移管について新たな事実を発掘する。それは、当時のソ連外相ヴィシンスキーがスターリンの提案を携えてモスクワ郊外に滞在していた毛沢東に伝えたというものである。ヴィシンスキーの内容は、「中日戦争や国共内戦で、スターリンが蒋介石を支持し、中国共産党の戦略に介入して迷惑をかけた。スターリンは中国政府を大変高く評価しており、その国際的地位を高めたいと考えている。北京と台湾に二つの政権がある状況下で世界は主権がどちらにあるか注目している。北京政府がその主権を示せば諸外国が認め国連の承認も得ることができる。そのための戦犯処理として提案された[新井2003:14-5][師2003:58]。
- 6) 同じくソ連に抑留されていた「満洲国」皇帝溥儀らも撫順戦犯管理所へ移管された。
- 7) 日本降伏後、蒋介石や閻錫山の軍隊に加入し、国民党との内戦に加わり、1948 年から 52 年までの間に捕虜になった 140 名の日本人が戦犯として逮捕される。これらの日本人は、侵略戦争と内戦の二重の戦犯とされ、山西省太原に収監される[金 2002: 92][新井 2003: 22]。撫順拘留の戦犯と合流したのは「認罪」が一応終了した 1955 年である[中国帰還者連絡会編 1996: 15]。
- 8) 刑が確定しているわけではないので正確には容疑者であり、日本へ帰国後は元戦犯であるが、 帰国して50年が経過していても彼らは自身を戦犯と表明しており、筆者が話を聴くことので きた人たちも全員そうであったので、本稿ではその意志を尊重して日本人戦犯とする。
- 9) モスクワから帰国した毛沢東と周恩来は、司法部長の史良に司法部が戦犯政策を総括するよう依頼したが、史良は、戦犯は判決を受けていないので司法部で管理することは困難であるとし、公安部が担当した。
- 10) この監獄は、「満洲国」時代の1936年、日本によって造られたもので、日本人や朝鮮人も投獄

されたが、大多数は中国人であった。「眼を覆うような拷問が日夜くり返され、多くの人命が葬られていったという」[絵鳩 2002: 4-5]。日本人戦犯の一人として収容された大村忍は、日本軍統治の撫順監獄時代最後の所長であった。

- 11)「改造」という中国独自の政策、つまり、罪を犯した者を人道的に取り扱い、教育によって新しい人間に甦生させるという政策である「新井2003:19]。
- 12) 于瑞華(人事係)は、「私は山東省で日本軍に殺された大勢の仲間や農民、女性、子どもたちのことを思い出し、『ようし、仇を討ってやる!』そういう気持ちでした。ところがです。管理所では戦犯の食事は私たちよりずっとよい。戦犯たちから嫌がらせを受けても、罵声を浴びても言い返してはならない。『なぜこんな待遇をするんだ。こんな戦犯は全員殺してもかまわないのに!』そんな怒りが腹の底から湧き上がってきました。…犠牲になった仲間や中国人民、そして1943年、ちょっと家を留守にしたときに日本兵に殺された1歳になったばかりの自分の娘のことを思うと、とても納得がいきませんでした」「于2003:365]。
- 13) 表の作成は坪田。中華人民共和国の出典は「日本侵華戦争罪犯名冊」(『帰ってきた戦犯たちの後半生』の「付録3」)により、それ以外は[豊田1986:342]による。表中の「その他」は、起訴取り下げ、控訴棄却、判決不承認、病気帰国、逃亡等。表中の()は、アメリカ、オランダは判決確定後の減刑を、フランスはいずれも未逮捕ゆえの欠席裁判による。
- 14) 例えば「満洲国」総務次長であった古海忠之は、「最終陳述で、自分の犯罪によって多くの中国 人民に被害・損害を与えたことを述べ、極刑に処してほしいと体を折るように謝罪した」[新 井 2003: 44]。
- 15) なかには、ソ連での学習の結果、大河原孝一のように戦犯と自覚していた者もいたが、それでも「告白」時の認識とは異なっていた[インタビュー大河原孝一: 2012.4.10]。
- 16) 所長の孫明斎は任務を引き受けた時、「私の気持ちは安らかではなく、思わず日本帝国主義が中国を侵略したあの忘れがたい歳月を思い出しました。… 家は焼かれ、物は奪われ、村人たちは殺され、叔父は日本の軍用犬にかみ殺されました。またある英雄的な母親は日本兵の銃剣で突き殺され、心臓を抉り出され食われてしまったなど、悲惨な場面を思い出したのです。それなのに、これら極悪非道の強盗を意外にも今、私に管理の責任を持てという。私は彼らをどのように扱ったらいいのだろうかと考えました」と述べている[孫 2003; 65]。
- 17) 調査団は、管理所関係者 300 余を含む総勢 900 余名で構成され、調査組が作られ、戦犯の罪行調査が進められた。調査組は内部調査班と外部調査班の 2 つで構成され、前者は、日本が残した記録文書や新聞、写真などを分析する調査班である。後者は、罪行がなされた現場へ行き、被害者や目撃者から証言を聴いたり、犠牲者の遺骨発掘、科学調査団による殺害鑑定、物的証拠の収集をおこなう調査班である。「供述書」は、事件の日時、場所、人名、民家焼却数、略奪物資、殺害の方法と人数、強姦、誘拐人数など、罪行の詳細が求められ、「事実のみを正確に記すこと、拡大しても縮小してもいけない」と強調された。記述に関しては、すでに 10 年以上たっており、個人の記憶のみでは正確さを欠くため、師団や部隊ごと、また憲兵、警察、司法の各グループで相互に検証することを通して事実に近づく方法がとられた[新井 1999: 273]。
- 18) 一人は、ゆで卵を飲み込んで便槽に飛び込んで自殺を図った。この後に起ったことが日本人 戦犯たちを震撼させた。日本人が便槽に飛び込んだことを聞いた職員が首まで屎尿で埋まる 便槽に飛び込んで救助し人工呼吸を施したのである。この日本人は一旦は息を吹き返すが後

に死亡する。もう一人は掃除用のクレゾールを飲んで自殺した[インタビュー: 2006.11.28][赫 2003: 286-288]。

- 19) 東京商科大学を出た沢田二郎は、敗戦時、39 師団 231 連隊少尉であった。1943 年 12 月に中国 へ渡ったが、敗戦までの1年8ヵ月の軍歴で作戦と戦闘の経験は一度もなかった。
- 20) 日本人兵士に度胸をつけさせるため生きた人間を標的にして行う訓練としてなされていた。 日中戦争では「事変」の名にみられるように国際法が適用されず、国際法上の捕虜は存在しな いことになっており、捕虜の処置に困り、後述の藤田茂の考案とされる「崔 1995: 97]。
- 21) 藤田茂は、1889 年、軍人の家庭に生まれ、幼年学校、士官学校教育を受けた。40年の軍歴を へて中将となり、敗戦時は59師団長であった。撫順移管時は、「天皇のために死すとも、なお 国のため仇を討ちたい」と、天皇のために忠誠を全うしようと決意しており、最も頑固な一人であった「崔1995;98」。
- 22) 戦犯名簿が作成された 1954 年のデータによると、訴追された 45 人は、日本人戦犯全員の 4% にあたる。その割合は、「満洲国」関係者 8%、太原関係者 7%で、陸軍関係者は少なく 1%であった。陸軍関係者、とりわけそのほとんどをしめる 96%の尉官以下の者(尉官、下士官、兵士)は、そのほかの者のように意志による選択ではなく、一片の召集令状によって駆り出された者で、階層構造の下部に位置する人たちであり、消耗品として扱われた。その彼らが他国へ侵略して、同じくその国の底辺であえいでいる人びとを殺したのである。同じ底辺の人間であったからこそ、認罪の過程で、その被害者たちの悲鳴と絶叫を、自分の身内の苦しみと同じように受けとめる感受性をもっていた。認罪運動の中で純粋な反応を示したのは、このような位置にいる人たちであり、認罪運動の中核となり、いち早く純粋に「告白」した。陸軍関係者に実刑者の割合が少ないのはこのような理由による[中国帰還者連絡会編 1996: 15-19]。
- 23) 1953 年から将官佐官級の認罪を担当した崔仁傑は、「中帰連の人たちは私たちにとって最も大切な人たちです。そのことがわかりますか」と筆者にその思いを語った[インタビュー:2007.8.3]。

文献

阿部利洋 2007『紛争後社会と向き合う――南アフリカ真実和解委員会』京都大学学術出版会.

新井利男 1999「供述書はこうして書かれた」新井利男・藤原彰編『侵略の証言 中国における日本人戦犯自筆供述書』岩波書店,263-278.

新井利男 2003「中国の戦犯政策とは何だったのか」新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』梨の木舎, 12-53.

アーレント,ハンナ、大久保和郎訳 1969=1994『イェルサレムのアイヒマン』みすず書房.

Arendt, Hannah, 1963=1965, EICHMANN IN JERUSALEM A Report on the Banality of Evil, The Viking Press, New York.

アーレント,ハンナ,志水速雄訳 1994=2007『人間の条件』筑摩書房,ちくま学芸文庫.

Arendt, Hannah, 1958, The Human Condition, University of Chicago Press, Chicago.

アーレント, ハンナ著 ロナルド・ベイナー編 浜田義文監訳 1987 『カント政治哲学の講義』法政大学出版局. Arendt, Hannah, Ronald Beiner, ed., 1982, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, The University of Chicago, Chicago.

中国帰還者連絡会編 1987『私たちは中国で何をしたか 元日本人戦犯の記録』三一書房.

中国帰還者連絡会編 1996 『帰ってきた戦犯たちの後半生―中国帰還者連絡会の 40 年―』新風書房. 崔仁傑 (CUI, Ren Jie) 1995 「将官佐官級の日本戦犯の改造」中帰連訳編『覚醒―撫順戦犯管理所の六年』新風書房、75-115.

董玉峰 (DONG, Yu Feng) 2003「中ソ国境で日本人戦犯を接取」新井利男資料保存会編『中国撫順 戦犯管理所職員の証言 写真家新井利男の遺した仕事』梨の木舎, 107-123.

絵鳩毅 1990『大正から昭和へ IV』私家版.

絵鳩毅 2002 『撫順戦犯管理所の 6 年——監獄が自己改造の学校であった——』私家版.

花烏賊康繁 2002『人間の良心 元憲兵土屋芳雄の悔悟』北の風出版.

赫純昌 (HE, Chun Chang) 2003「自殺者を救うため便所に飛び込む」新井利男資料保存会編『中国 撫順戦犯管理所職員の証言 写真家新井利男の潰した仕事』梨の木舎、284-290.

姫田光義 1999「中国共産党の捕虜政策と日本人戦犯」, 新井利男・藤原彰『侵略の証言 中国における日本人戦犯自筆供述書』岩波書店, 299-303.

ヘーゲル、G・W・F. 金子武蔵訳 1979『精神の現象学 ヘーゲル全集 5B』下巻、岩波書店.

へーゲル, G·W·F. 伴博訳 1997=2004『キリスト教の精神とその運命』平凡社.

藤田茂 1997「中国人民の寛大政策について」『中帰連』創刊 2 号「中帰連」発行所,19-27.

藤田茂 1999「筆供自述」新井利男・藤原彰編『侵略の証言 中国における日本人戦犯自筆供述書』 岩波書店,30-39.

藤田茂 2001「生存の記 私の変革」『中帰連』16 号「中帰連」発行所, 2-15.

藤原彰 1999「日中戦争史と供述書の位置」新井利男・藤原彰編『侵略の証言 中国における日本人 戦犯自筆供述書』岩波書店, 279-284.

金源(JIN, Yu An)1995「歴史上経験のない偉大な実践」中帰連翻訳編集委員会『覚醒 撫順戦犯管理所の六年』新風書房、1-28.

金源(JIN, Yu An) 2001a「奇縁 或る戦犯管理所長の回想」『中帰連』18号, 80-91.

金源(JIN, Yu An) 2001b「奇縁 或る戦犯管理所長の回想」『中帰連』19号, 72-83.

金源(JIN, Yu An) 2002「奇縁 或る戦犯管理所長の回想」『中帰連』 20 号, 92-104.

金源 (JIN, Yu An) 2003「模索しながら一歩一歩、なしとげた永遠の奇蹟」新井利男資料保存会『中国撫順戦犯管理所職員の証言 写真家新井利男の遺した仕事』梨の木舎、83-105.

熊谷伸一郎 2005『金子さんの戦争 中国戦線の現実』リトルモア.

国友俊太郎・大河原孝一1996「一つの組織作りから二つの組織への分裂まで」中帰連編『帰ってきた戦犯たちの後半生―中国帰還者連絡会の四〇年―』新風書房,23-133.

羅瑞卿 (LUO, Rui Qing) 1974「八路軍の捕虜政策について」『季刊現代史』8月25日夏季特別号, 86-90.

大河原孝一 2000「撫順戦犯管理所開設 50 周年記念大会に参加して」『中帰連』15,16-19.

沢田二郎 1987「認罪学習の高揚 (グループ別相互批判)」中国帰還者連絡会編『私たちは中国でなにをしたか 元日本人戦犯の記録』三一書房,139-158.

沢田二郎 1991『彷徨 第二部 中国』私家版.

沢田二郎 1996「前史 敗戦から帰国まで―1945 年 8 月~ 1956 年 7 月」中帰連編『帰ってきた戦犯 たちの後半生―中国帰還者連絡会の 40 年―』新風書房,1-22.

師哲 (SHI, Zhe) 2003「毛沢東のロシア語通訳として」新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』梨の木舎,56-61.

孫明斎 (SUN, Ming Zhai) 1995「管理所長を務めて」『覚醒』新風書房,37-74.

孫明斎 (SUN, Ming Zhai) 2003「歴史は不断に変化する」『中国撫順戦犯管理所職員の証言』梨の木舎 .62-82.

高橋哲哉 1999=2000『戦後責任論』講談社.

冨永正三 1977『ある B·C 級戦犯の戦後史』水曜社.

豊田隅雄1986『戦争裁判余録』泰生社.

坪田典子 2008「加害の戦争責任」『日本オーラル・ヒストリー研究』第4号,123-141.

坪田典子 2015「戦争加害者と被害者の関係構築をめぐる一考察」『理論と動態』第8号,2-19.

徐沢 (XU, Ze) 2003「看守の仕事はできないと何度も頼んだが」新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言 写真家新井利男の遺した仕事』梨の木舎 253-264.

于瑞華(YU, Rui Hua)2003「抗日戦争をへて管理所へ」新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言写真家新井利男の遺した仕事』梨の木舎、362-367.